

## 平成 30 年度社会福祉法人福島愛育園 事業計画案

社会福祉法人福島愛育園

理念  
「仁慈隠惕」

### 方針

社会福祉法人福島愛育園は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図る。

### 指針

社会福祉法人福島愛育園が、人びとの安心を支える実践を通して理解され、地域になくしてはならない社会資源として信頼を得ていくために、以下行動指針を順守します。

1. 人権の尊重
2. サービスの質の向上
3. 社会、地域との関係の継続
4. 生活環境・利用環境の向上
5. 地域における公益的取組の推進
6. 信頼と協力を得るための情報発信
7. トータルな人材マネジメントの実現
8. 人材の確保に向けた取組の強化
9. 人材の定着に向けた取組の強化
10. 人材の育成
11. コンプライアンスの徹底
12. 組織統治（ガバナンス）の確立
13. 健全な財務 規律の確立
14. 経営者としての役割

### 平成 30 年度の重点項目

#### 1. 組織統治（ガバナンス）の確立

社会福祉法人のガバナンスの強化を図り、公正かつ透明性の高い適正で実効性ある体制を構築のため、社会福祉制度改革に積極的継続的に取組みます。

#### 2. 社会、地域との関係の継続

社会福祉法人の役割を積極的に果たす上でも、地域との関係が継続促進し、社会資源の積極的な利用に取組みます

#### 3. 人材の育成

法人がめざす職員像に基づき、職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組めます

平成 30 年度 法人運営予定

理事会

平成 30 年 6 月	平成 30 年度第 1 回理事会	・ 決算理事会
平成 30 年 10 月	平成 30 年度第 2 回理事会	・ 上半期事業報告 ・ 収支補正予算案
平成 31 年 3 月	平成 30 年度第 3 回理事会	・ 収支補正予算案 ・ 平成 31 年度事業計画 ・ 平成 31 年度予算

※必要に応じて招集予定。

監事監査

平成 30 年 5 月	平成 30 年度監事監査	・ 平成 29 年度監査
-------------	--------------	--------------

評議員会

平成 30 年 6 月	平成 30 年度第 1 回定時評議員会	・ 平成 29 年度計算書類
-------------	---------------------	----------------

※必要に応じて招集予定。

図 1 社会福祉法人決算承認スケジュール

月日	改正後の決算スケジュール	法令による期限
3月31日	決算日	
	計算書類等の作成 (特定社会福祉法人について)会計監査人監査	会計年度終了後、 <b>三ヶ月以内</b> (改正社会福祉法第45条の27第2項)
	監事監査	
6月初旬までに	理事会招集通知発送(計算書類等添付)	理事会の <b>一週間前</b> までに発送 (改正社会福祉法第45条の14第9項、一般法第94条第1項)
	理事会決議(計算書類等承認)	
	計算書類等の備置き	定時評議員会の <b>二週間前</b> までに据置き (改正社会福祉法第45条の32第1項)
	定時評議員会招集通知発送(計算書類添付)	
	定時評議員会での計算書類等の内容の承認又は報告	
6月30日	現況報告書等提出	会計年度終了後、 <b>三ヶ月以内</b> (改正社会福祉法第59条第1項)

(出所：社会福祉制度改革施行に係る説明資料)

## 児童養護施設福島愛育園

### 理 念

創設者瓜生イワ刀自が提唱する「仁慈隠愆」の精神を継承し、次世代を担う児童の育成をもって社会に貢献する。

### 三つの願い（目標とする子ども像）

1. 心身ともに元気な子
2. 感性の豊かな子
3. 瞳を輝かせ希望に満ちた夢の持てる子

### 五つの進め方（年次方針）

1. 「自ら住みたくなる家づくり」構想に努める
2. 情報を共有し、一体感の感じ取れるチームワークを築く
3. 地域と協働した養育の実践を図る
4. スカウト精神を持って生きる力を身につける
5. グループワーク及びケースワークの特性を生かした養育に努める

### 七つの心得（養育に臨む決意）

全国児童養護施設協議会「倫理綱領」を基軸とし、以下のように実践します

1. 「みとめて」「ほめて」子どもの自己肯定感を高めるよう努めます
2. 「喜び」と「悲しみ」の共有・共感を実践し、互いに思いやる心を大切にします
3. 日本文化と四季の良さを子どもたちに伝え、子どもの「こころ」を育てます
4. 子どもの話に耳を傾け、わけへだてなく関わります
5. 食べることの大切さ、食べられることへの感謝の気持ち、生きる喜び、命の大切さを教えます
6. 子どもとの出会いを大切に、子どもの自律を促し自立心を育てます

### 基本方針

国は、社会的養護のあり方として、里親の活用を含む家庭的で地域社会に溶け込んだ養育のあり方を推進してきた。児童養護施設に対しては小規模化・地域分散化を推し進めており、県においても「福島県家庭養護推進計画」が示されていた。

しかし、一昨年度の改正児童福祉法を具体化するものとして、昨年8月に突然「新しい社会的養育ビジョン」が示され、児童の措置が「施設」から「里親」へ急速にシフトする様相に変化している。当園においては、今後の推移を見守りつつ、社会の養育ニーズに応える機能を備えていく必要があることから、児童養護施設における多機能化等の方向性の一つとして、里親支援専門相談員を新たに配置する。

また、平成28年度より77名（本園の定員65名）としていた定員を今年度も継続し、県内の要保護児童の受入れを維持していく。引き続き当園は、社会変化に惑わされることなく、入所児童の人権擁護を推進するとともに、「福祉サービス第三者評価」の評価結果を基に、一つひとつ、一人ひとりの生活環境の改善が図られるよう努めていく。

## 平成 30 年度 重点事項

### 1. 高年齢児童への対応と自立支援

今年度は高校生以上の児童が 20 名、アルバイト等による就労体験を自らの目標とする進路に活かせるよう支援する。地域小規模児童養護施設で生活する児童はその特性を活かした社会的自立の促進を図っていく。本園においては、生活訓練棟「うめもどき」を活用した自活訓練等を実施していく。

### 2. 職員の専門性及び資質向上を図る研修体制の充実

高年齢児童への自立支援を図っていくためには、個々の職員が知識と経験を積み重ねていく必要がある。外部研修に参加することで新たな取り組みを取り入れると共に、園内においては OJT 研修を重視しチーム力を高め、施設全体の処遇力の向上を図る。

### 3. 学習体制の強化

中学生は 22 名、そのうち 9 名が高校受験を迎える。各児童の希望がかなえられるよう学習の支援をさらに強化するため、園内担当者の充実を図り、受験生を中心に学習塾の利用及び大学生を中心とした家庭教師の確保に努める。

### 4. 里親支援専門相談員の配置

要保護児童の措置が里親へシフトする中で、施設には多機能化が求められてくる。今後のあり方として、児童養護施設と里親家庭が連携協働し、施設の持つ専門機能（ソーシャルワーク、心理アセスメント、心理支援、保育等）と里親養育とを結びつけることが効果的であり、その専門職員の配置は必要不可欠である。

## あすなる保育園

### 【はじめに】

“子ども・子育て支援新制度”に、地域の子育て家庭にとって適切な育ちの環境を確保するとある。また潜在的な待機児解消等も目指しているが、現時点では、保育所・保育士不足から入園できずに待機児となり、仕事復帰できないでいる保護者の方がいる。多様な勤務形態に対応できるような保育所運営と不足している人材確保が喫緊の課題である。

しかし、保育園で働く職員も疲弊しないような勤務体系を整え、過重労働にならないように、子ども・職員の笑顔を求めて納得のいく充実した保育を展開することをテーマとする。

健やかな成長を保障しすべての子どもが笑顔に ～幸福の希求～ を目指し、当保育園が安定的に運営できる様にさらに努める。

### 【運営の理念】

1. 創始者：瓜生岩子刀自の精神を受け継ぎ、子ども・保護者のみなさまに対し、福祉の立場と真心で接する。
2. すべての子どもに対し、いつ・いかなる時でも平等に接し、人格・人権を守り大切に育てる。
3. 将来のあるべき姿を描いて、すべての子どもが自立できるような保育所保育指針に添った保育を実践する。
4. 地域とのかかわりを大切にし、実情に応じた子育て支援をする。
5. 情報を開示し、利用者のご意向に配慮した運営をする。

### 【重点事業】

運営理念を具現化するために、下記の重点事業を定め、利用者の信頼を得るために、職員間で共通理解を深めるとともに、保護者に対しても説明して保育にあたる。

1. 質の高い保育内容と保育活動の展開
  - ◆保育所保育指針を指標とし、あすなる保育園に入園している乳幼児を、観察分析して保育課程を立案し、保育園の保育目標を達成する。質の高い職員集団を形成するための園内・園外研修を計画的に実施する。
2. 保育環境の整備
  - ◆0・1歳児の入園希望と待機児が多いことから、築35年になる旧園舎の修繕・改修を計画的に実施し、保育士の動線がスムーズになるような環境の構築に努める。
    - ①玄関からのオープンスペースの床鳴り（軋み）と撓みの修繕
    - ②乳児室トイレ廻り（オムツ交換含む）
    - ③未満児室のトイレ廻りと収納関係
    - ④支援室（自由ホール）の段差解消フラット工事
  - ◆福島の子どもの運動不足が懸念されている。福島県で推奨している“36の運動”を実践して機能を高めるように、より一層環境構成について研究する。
    - ①具体的な運動の研究
    - ②戸外遊びの充実（可能な範囲での“みどりのおへや”の改修

### 3. 食育活動を通しての子どもの健康管理推進

◆乳幼児期に培った食生活が一生を左右するといわれている。健康な体作りの基本となる「早寝早起き朝ごはん」を奨励すると同時に、日本の食文化（伝統的な行事食）やマナーも伝える。また、食育活動の一貫として、クッキング保育を月1回以上取り入れ、食への関心を高める。

◆食材は、安全なものを厳選し、食材に応じて少しずつ地産地消に戻す。

◆栽培と食の関係を充実させるため、前年度以上畑作を復活させる。

### 4. 子育て支援拠点事業を通しての地域児童の幸福の希求

◆地域と密着し支援を必要とする地域の保護者に対して、内容を充実させて展開する。パンフレットを作成して、以下の内容を広報する。2か月ごとにイベント告知のポスターを掲示する。

◆園内外解放「どんぐりクラブ」、講習・講演会「どんぐりやまセミナー」、育児講座など「小さな森の親子

勉強会」、子育てなどに関する相談・援助の実施、地域支援活動の実施「出前講座など」、ひだまり文庫、地域の子育て関連情報の提供

### 5. 一時預かり事業などを通して、ニーズに合わせた園児以外の保育サービスの展開

◆家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、一時的に預かり必要な保護を行う。保育を必要とする様々なニーズに対応し、だれもが安心して子育てができるように支援をしていく。

◆4時間利用料金を設定して、より利用しやすくする。

### 6. 放課後児童健全育成を目的とする学童保育の展開

◆福島市との委託契約により、保護者が就労している間、安心して仕事ができるように「とんぼ学童クラブ」を開設する。専従スタッフを配置して、福島市立蓬莱東小学校の余裕教室にて実施する。学校併設のため活用し易く、登録者数・利用者数は増加傾向にある。また、支援を必要とする児童の利用が増えてきていることから、スタッフの配置が必要となっている。提示されている支援法に以下の条項が入っている。

①40人を超えない範囲で保育をする。

②一人当たりの設置面積1.65㎡以上とする。

③職員の研修を受講し、資格を取得する。(担当者2名受講予定)

### 7. 家庭・地域・保育園が力を合わせてのネットワークづくり

◆核家族化が進行していく中での急激な子どもの減少と、地域コミュニティー力の低下など、子育てに不安をもつ親が急増している。気軽に相談できる場の提供・子育てサークルの育成など、地域に密着した活動を行う。

①保護者と保育園を結ぶ園だより「あすなろっこ」を、園児保護者・一時預かり事業や「どんぐりクラブ」の参加者などに配布し、地域に情報を発信していく。

②家庭と地域、保育園が一体となって保育を進めた証として、今年度も「なかま あすな

ろっこ」を発行。

内容は数多くの笑顔を集積した写真・保護者の子育てに対する思い・担任の原稿などを掲載する。

平成 30 年度は第 17 巻となる。

③ 保育園に出入りすることにより、福祉を理解していただく機会と捉え、中学生の社会体験活動や保育士・栄養士養成校の実習生も積極的に受け入れる。

④ 蓬萊団地を中心とする市内全域の子どもの成長を願い、地域に密着した活動を行う。

8. インターネットのホームページによる情報の公開（毎月 10 日に更新）

◆ ホームページを毎月 10 日頃に更新し、園内での楽しい話題や速報などの情報を公開していく。

各クラス担任が写真付でクラスのニュースを毎月提供する。

緊急時には一斉送信できる、ペンギンメールを活用する。